（第二面）

１．建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間

２．住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

①　建築に係る資金計画

②　維持保全に係る資金計画

３．住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

（注意）

１．２①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。

２．２②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。

３．共同住宅等に係る申請である場合でも、２①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第四、様式第六及び様式第八中「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一号イを次のように改める。

イ　建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの

様式第三十四及び様式第三十六中「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

２　この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の建築基準法施行規則別記第三十八号様式及び別記第三十九号様式による身分証明書並びに同令別記第五十二号様式による登録証は、それぞれ同条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第三十八号様式及び別記第三十九号様式による身分証明書並びに同令別記第五十二号様式による一級登録証とみなす。